

**佐賀県規則第45号**

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県手数料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<b>別表（第2条関係）</b>			<b>別表（第2条関係）</b>		
手数料	区分	額	手数料	区分	額
1～9 略			1～9 略		
10 特定任意 講習手数料	(1) 特定任意高齢者 講習		10 特定任意 講習手数料	(1) 特定任意高齢者 講習	
	ア 2時間講習	<u>6,450円</u>		ア 2時間講習	<u>6,600円</u>
	イ 1時間講習	<u>2,900円</u>		イ 1時間講習	<u>2,950円</u>
	(2) (1)以外の特定任 意講習	<u>1,350円</u>		(2) (1)以外の特定任 意講習	<u>1,400円</u>
備考 略			備考 略		

**附 則**

この規則は、令和7年3月24日から施行する。